

昭和三十年国家公安委員会規則第三号

銃器弾丸類取扱規則

銃器弾丸類取扱規則を次のように定める。

(目的)

第1条 この規則は、犯罪に関連し、又はその疑いのある銃器弾丸類の鑑識を行うため必要な手続について規定することを目的とする。

(試射弾丸類の送付)

第2条 警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、押収、没収、没取等の事由により入手し、又は次項の規定による送付を受けた拳銃又は短銃（以下「銃器」という。）については、これを試射し、よつて得た弾丸、薬きょう類（以下「弾丸類」という。）を銃器弾丸類送付書（別記様式）と共に、速やかに科学警察研究所長（以下「研究所長」という。）に送付しなければならない。

2 関東管区警察局長は、押収、没収、没取等の事由により入手した銃器については、速やかに関係都道府県警察の警察本部長に送付しなければならない。

(銃器の送付)

第3条 警察本部長は、前条第1項の銃器が故障その他の事由により試射することができないときは、銃器弾丸類送付書と共に、速やかにこれを研究所長に送付しなければならない。

(弾丸類の送付)

第4条 警察本部長は、押収、没収等の事由により入手し、又は次項の規定による送付を受けた弾丸類については、銃器弾丸類送付書と共に、速やかにこれを研究所長に送付しなければならない。

2 関東管区警察局長は、押収、没収等の事由により入手した弾丸類については、速やかに関係都道府県警察の警察本部長に送付しなければならない。

(鑑定結果の通知)

第5条 研究所長は、この規則に基いて送付を受けた銃器又は弾丸類の鑑定結果をすみやかに当該警察本部長及び関係警察本部長に通知しなければならない。

(銃器弾丸類の返送)

第6条 警察本部長は、必要があるときは、この規則に基いて研究所長に送付した銃器又は弾丸類の返送を要求することができる。

2 研究所長は、前項の要求があつたときは、銃器又は弾丸類を当該警察本部長に返送しなければならない。ただし、第4条の規定により送付した弾丸類のうち、被疑者を検挙するに至らない事件に係るもの（銃器とともに入手したものを除く。）については、この限りでない。

附 則

1 この規則は、昭和30年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に送付された銃器弾丸類は、この規則に基いて送付されたものとみなす。

附 則（昭和34年3月31日国家公安委員会規則第3号）抄

1 この規則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年5月21日国家公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和45年5月21日から施行する。

附 則（平成元年七月三日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月二四日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式 (昭34公安規3・平元公安規10・令元公安規1・一部改正)

銃器弾丸類送付書

令和 年 月 日

警察本部長名

科学警察研究所長 殿

犯 罪 の 年 月 日						
犯 罪 の 場 所						
事 件 名						
被 害 者 所 名	被 害 者 所 名	年 齢	性 別 国 籍			
被 疑 者 所 名	被 疑 者 所 名	年 齢	性 別 国 籍			
事 件 の 概 要						
送 付 物 件						
品 名		名 称	型 式	番 号 及 び 記 号	数 量	記 事
	弾 丸					
	薬 ぎ よ う					
	そ の 他					
発 見 場 所						
特 異 事 項						
鑑 定 事 項						
備 考						
注 意	<p>第二条により試射弾丸、薬きよう類を送付するときは、その銃器の名称、型式、番号等を「記事」の欄に記載すること。第三条により銃器を送付するときは、その名称、型式、番号等を「その他」の欄に記入すること。鑑定を囑託するときは、「備考」にその旨を記入するとともに、鑑定事項を記載すること。</p>					